

ちはら台乙月自治会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「ちはら台乙月自治会」と称する。

(区域と構成)

第2条 本会は、市原市ちはら台東4丁目と東9丁目に住所を有する者をもって構成する。

(主たる事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、会長宅に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第4条 本会は、安全で安心して快適に暮らせる街づくりを基本理念とし、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、生活環境の整備や防災・防犯など地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(活動)

第5条 本会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦、交流に関する事
- (2) 環境美化推進、リサイクルに関する事
- (3) 文化、スポーツの向上に関する事
- (4) 防災、防犯、交通安全に関する事
- (5) 青少年の健全育成、学校支援に関する事
- (6) 地域の福祉に関する事
- (7) 保健衛生に関する事
- (8) 会員相互の連絡、広報に関する事
- (9) 地域の協力組織や各種委員との協働に関する事
- (10) 前号の活動に付帯すること、その他前条の目的達成に必要な活動

第3章 会員

(会員及び賛助会員)

第6条 第2条に定める区域に住住所を有する個人は、すべて本会の会員になることができる。

2 法人及び団体又は前項に該当しない個人にあっては、本会の活動を賛助するため、賛助会員となることができる。

(会費)

第7条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 会員又は賛助会員になろうとする者は、細則の定める方法により、会長に届けるものとする。

- 2 本会は、正当な理由のない限り、区域に住所を有する個人の入会を拒めない。
- 3 本会は、区域に入居した個人又は法人及び団体に対して、本会の趣旨を説明し、入会の案内を行うものとする。

(退会)

第9条 会員又は賛助会員が、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する会員は、退会したものとみなす。

- (1) 区域に住所を有しなくなった会員
- (2) 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じない会員

第10条 会員又は賛助会員が、本会の設立の趣旨に著しく違反した行為をなし、又は本会の名誉を著しく毀損する行為をなしたときは、総会において出席会員の4分の3以上の多数により、これを除名することができる。

第4章 役員

(役員)

第11条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 総務担当理事 5名
- (4) 事業担当理事 5名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 1名

(顧問及び相談役)

第12条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

(役員等の選任)

第13条 役員は、会員の中から次のとおり選任する。

- (1) 会長、副会長、会計及び監事は、総会において選任する。
 - (2) 総務担当理事、事業担当理事は、地区において選任し、会長が委嘱する。
- 2 監事は他の役員と兼ねることができない。
 - 3 役員に欠員が生じたときは、第1項により補充する。
 - 4 顧問及び相談役は、本会の会長経験者とし、会長が特に必要と認められる場合に委嘱する。

(役員等の任期)

第14条 役員等の任期は2年とする。但し、再任は妨げず、その後の任期は1年とする。前条第3項によって、補充された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、会員でなくなると同時に、自動的に役員としての地位を失う。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、引き続き会員である場合は、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。
- 4 顧問及び相談役の任期は2年とする。

(役員等の任務)

第15条 会長は、本会の代表として会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。

3 総務担当理事は、地区の班長と連絡を密にし、地区内のとりまとめの任にあたる。

4 事業担当理事は、担当事業に関する企画を立案し、運営委員と共に遂行にあたる。

5 会計は、本会の金銭出納等会計事務にあたり、必要に応じて会計報告をする。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及び会計の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前項の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

7 顧問及び相談役は、会長の要請があったときは、役員会に出席し重大なる事項について適切なる助言を行う。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会長、副会長、会計及び監事については総会の決議により、その他役員については役員会の決議により、これを解任することができる。

(1) 心身故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員たるに適しない非行があると認められるとき。

第5章 組織

(ブロック・班)

第17条 本会の運営を円滑に行うために、区域を5に分けてこれをブロックとし、各ブロックに班を置く。

2 各班に班長、運営委員を置く。

3 班長は、班の代表として、班の運営にあたる。

4 運営委員は、各種行事の運営にあたる。

(他団体及び各種委員)

第18条 本会は、地域の諸組織（ボランティア団体やNPO等）及び各種関係委員と協力して、本会の目的の実現に努める。

(連合組織)

第19条 本会は、広域的問題に対処するため、ちはら台地区自治会連合会に参加し、連絡調整を行うものとする。脱会は総会で総会員の4分の3の議決により決定する。

第6章 会議

(会議の種類)

第20条 本会の会議は、総会、役員会及び班長・運営委員会とする。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。
- 3 役員会は、定例役員会と臨時役員会とする。
- 4 班長・運営委員会は、会長が必要と認めたときに召集する。

第1節 総会

(総会の構成)

第21条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 活動計画及び収支予算の決定に関すること。
- (2) 活動報告及び収支決算報告の承認に関すること。
- (3) 会則の制定改廃に関すること。
- (4) 会長、副会長、会計及び監事の選任及び解任に関すること。
- (5) その他、次条第2項に基づき発議されたこと。

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、会長若しくは役員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第24条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項に基づく請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の14日前までに書面をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会で選出することを原則とするが、候補者がいない場合は、会長がつとめる。

(総会の成立要件)

第26条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第27条 総会における議決権は、1世帯につき1個とする。

- 2 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第26条及び第27条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員及び役員の現在数
- (3) 総会に出席した会員の数及び役員の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第2節 役員会

(役員会の構成)

第30条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第31条 役員会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (2) 総会に付議すべき事項に関する事項。
- (3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項。

(役員会の開催)

第32条 定例役員会は、毎月1回、開催する。

2 臨時役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会の招集)

第33条 役員会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から起算して7日以内に臨時役員会を招集しなければならない。

3 臨時役員会を招集するときは、各役員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会日から起算して5日前までに通知しなければならない。但し、会長が緊急に開催する必要があると認めたときは、この限りでない。

(役員会の議決)

第34条 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。

(班長・運営委員会)

第35条 班長・運営委員会は、役員(監事を除く)、班長及び運営委員をもって構成され、会長より提案された事項について協議すると共に、役員会の業務の執行を補佐する。議事・議決などは役員会に準じる。

(総会規定の準用)

第36条 役員会の議長、成立要件、議決権の代理行使及び議事録については、第25条、第26条、

第28条及び第29条を準用する。この場合、同各条に「総会」とあるのは「役員会」と読み替え、「会員」とあるのは「役員」と読み替える。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の会計と資産は、次に掲げるものとする。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 行政の補助金など
- (6) その他収入

(資産の管理)

第38条 資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

2 資産のうち、特に定める重要資産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において総会員の4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第40条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(活動計画及び収支予算)

第41条 本会の活動計画及び収支予算は、役員会で定め総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(活動報告及び収支決算)

第42条 本会の活動報告及び収支決算は、事業年度終了後2ヶ月以内にその年度末の財産目録と共に、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第43条 本会則は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得なければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第44条 本会が総会の議決に基づいて解散するときは、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第45条 本会の解散するときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(自主防災会)

第46条 本会は、自主防災会を運営し、会計及び資産を管理するものとする。

(書類及び帳簿等の備え付け)

第47条 本会は、主たる事務所に次の各号の掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

会長を交代する場合は次の会長に確実に引き継がねばならない。

- (1) 会則
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類
- (4) 会員に関する書類
- (5) 会議の議事録
- (6) 会員名簿
- (7) 資産台帳
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 各会計年度末の財産目録及び収支決算書
- (10) 活動計画書及び収支予算書
- (11) その他の必要な書類及び帳簿

(細則)

第48条 本会は、本会則を実施するにあたって、本会則で委ねる事項及びその他必要事項につき、役員会をもって、細則を定めるとともに総会の承認を得るものとする。

付 則

この会則は、平成16年4月4日から施行する。

- *第1回改定施行日 平成18年4月2日(名称及び場所、活動、付議事項、役員の任期、役員報酬に関すること。)
- *第2回改定施行日 平成20年4月13日(役員、代議員、役員の活動手当に関すること。)
- *第3回改定施行日 平成21年4月5日(役員の任期、慶弔費関係に関すること。)
- *第4回改定施行日 平成24年4月1日(役員に関すること。)
- *第5回改定施行日 平成25年3月31日(役員の活動手当に関すること。)
- *第6回改定施行日 平成27年3月21日(役員経験者の班長・運営委員パス権限に関すること。)
- *第7回改定施行日 令和2年3月29日(総会開催時期を原則3月に変更、班長会を削除。)
- *第8回改定施行日 令和3年4月18日(評議員、会計年度に関すること。)
- *第9回改定施行日 令和4年4月25日(全面改正)

ちはら台乙月自治会会則運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、ちはら台乙月自治会会則（以下「会則」という。）第48条の規定に基づき、会則の施行に関し必要事項を定めるものとする。

(会費及び賛助会費)

第2条 会費及び賛助会費は、年会費とする。

- 2 会員は、会費と自主防災会会費を合わせて、毎年5月に1年分を納入するものとする。
- 3 賛助会員は、賛助会費を会員と同様に納入しなければならない。
- 4 年度の途中で入会した会員及び賛助会員は、月割りで会費を納入するものとする。
- 5 会員及び賛助会員が退会したときは、納入した会費は返還しないものとする。
- 6 会員に特別の事情があるときは、役員会の議決により会費を減免することができる。

(入会申込書)

第3条 会則第8条第1項の入会申込書の様式は、ちはら台乙月自治会入会申込書（第1号様式）とする。

(退会届)

第4条 第9条第1項の退会届の様式は、ちはら台乙月自治会退会届（第2号様式）とする。

(役員を選任の方法)

第5条 役員を選任するときは、会員は、役員に立候補することができる。

- 2 役員候補者がいないときは、班長、運営委員により構成される役員候補者選出委員会で候補者を推薦する。
- 3 会長は、班長、運営委員により構成される役員候補者選出委員会に対して、役員候補者の推薦を要請することができる。

(役員報酬)

第6条 役員には活動手当を支給する。

- 2 役員活動手当の額は次のとおりとする。
 - (1) 会長 月額 5,000 円
 - (2) 副会長 月額 2,000 円
 - (3) 総務担当理事 月額 2,000 円
 - (4) 事業担当理事 月額 2,000 円
 - (5) 会計 月額 2,000 円
 - (6) 監事 年額 10,000 円

(交通費の支給)

第7条 役員が会務のため出張したときは、交通費を支給することができるものとする。ただし、役員が地域内（ちはら台、おゆみ野）活動の交通費は支給しないものとする。

- 2 交通費の額は、公共交通機関の運賃及び自家用車のガソリン代とする。

(ブロック)

第8条 第17条第1項のブロックは、次のとおりとする。

- (1) Aブロック ちはら台東4丁目12番地から4丁目18番地（5班）
 - (2) Bブロック ちはら台東4丁目7番地から4丁目11番地（3班）
 - (3) Cブロック ちはら台東9丁目1番地から9丁目6番地（5班）
 - (4) Dブロック ちはら台東9丁目7番地から9丁目16番地（5班）
 - (5) Eブロック ちはら台東4丁目1番地から4丁目6番地（5班）
- （班長、運営委員の選任）

第9条 第17条第2項の班長、運営委員は輪番制とし、各班からそれぞれ1名を選任し、会長に届けるものとする。

2 任期は、総会から翌年の総会までの1年とする。

3 班長、運営委員の選任にあたり、健康上もしくは高齢者等の事情により業務遂行が困難なときは、各班内での話し合いのうえ必要に応じて免除することができる。

（班長、運営委員の業務）

第10条 第17条第2項の班長、運営委員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 班長 会議や行事への参加、会員の加入・退会の手続き、会費の集金と納付及び回覧物の回付など班の運営に関する業務
 - (2) 運営委員 会議や行事への参加及び各種行事の運営に関する業務
- （評議員）

第11条 第19条のちはら台地区自治会連合会総会の評議員は、同会の会則に基づく定員数を役員の中から会長が選出する。

（経費）

第12条 第39条の経費については、会長が役員会の承認を経て支出する。

（弔慰金及び災害見舞金）

第13条 会員または同居の世帯員が死亡したときは、弔慰金として会員5,000円、同居の世帯員3,000円を支給する。

2 災害により半焼、半壊以上の住宅災害を受けたときは、災害見舞金として30,000円を支給する。ただし、大規模災害等で多数の住宅が被害あった場合はこの限りではない。

（書類の保存）

第14条 書類の保存期間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 認可及び登記等に関する書類 永年
- (2) 総会の議事録 5年
- (3) 役員会の議事録、収支に関する帳簿、その他特に重要な書類 5年
- (4) 前各号以外の重要な書類 5年
- (5) 前各号以外の書類 2年

附則

この細則は、令和4年4月25日から施行する。